
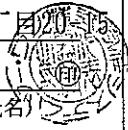





別記様式第1号の2 (第3条関係)

消防計画作成(変更)届出書

H27年 4月29日	
船橋市 東 消防署長 殿	
防火管理者 住 所 千葉県船橋市北本町2-64-1-204 氏 名 辻村 真人 	
管理権原者 住 所 東京都新宿区西早稲田2丁目20番15号  氏 名 代表取締役 福田 佳子 <small>(法人の場合は、名称及び代表者氏名)</small>	
別添のとおり消防計画作成(変更)したので届け出ます。	
防火対象物の所在地	〒274-0077 千葉県船橋市葉円台3-13-16
防火対象物の名称 <small>(変更の場合は、 変更後の名称)</small>	だんらんの家 葉円台
防火対象物の用途 その他必要な事項 <small>(変更の場合は、 主要な変更事項)</small>	小規模通所介護施設 防火管理者連絡先 090-9105-9368 従業員数 12名 日中最大で4名配置
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄
	

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ※印の欄は、記入しないこと。

共同防火管理〔 該当 非該当 〕

平成 27年 4月 日

第1 目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ①デイサービス「だんらんの家」薬円台部分に勤務し、出入りするすべての者が守らなければならない。

第2 自衛消防組織の編成及び任務等

自衛消防隊長〔② 管理者〕 辻村 真人

	火災発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の任務
通報連絡担当 介護職員	(1) 非常ベルを鳴らす。 (2) 119番に通報する。 (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。	○ 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 (2) 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
初期消火担当 生活相談員	(1) 水バケツ、消火器等を使用し初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。 (3) 屋内消化栓を活用して消火する。	○ 点検担当とする。 (1) 担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。 (2) 危険箇所の補強等を行う。
避難誘導担当 介護職員	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。	○ 火災発生時の任務と同じ。 (1) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。 (2) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。
応急救護担当 介護職員	(1) 負傷者に対する応急処置 (2) 救急隊との連携、情報提供 (3) 負傷者の氏名、負傷程度の記録	○ 応急救護担当とする (1) 危険箇所の補強等を行う。 (2) 避難通路の確保

第3 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、別表1・別表2に基づき実施する。

検査対象	検査実施日	検査実施者	その他必要事項
別表1	毎月終業時	生活相談員	
別表2	5月・10月	管理者	

③ 不備欠陥事項の改修は、協議事項に基づく責任範囲により管理権原者が行う。

第4 従業員等の守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を設けたり、置かないこと。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (4) 火器設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しない。

第5 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 倉庫、書庫等は施錠する。
- (3) 終業時には、必ず施錠する。
- (4) 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。

第6 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

- (1) 点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を樹立し整備する。
- (2) 点検結果の記録は「防火管理維持台帳」に編冊して、整備し保存する。
- (3) 点検時以外で、不備を発見した場合は、予算措置し改修する。

④

設備名	消火器 特定小規模自動火災報知機 火災通報装置	点検	5月
点検実施者	株式会社 ビーアイ	時期	10月

第7 地震対策

- (1) 防火管理者は、地震時の災害を防止するための自主検査を別表1及び別表2で定め実施する。
- (2) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
- (3) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
 - ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

イ 火気設備器具の直近にいる⑤職員は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。

ウ 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気設備器具等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。

(4) 地震時の活動は、前記自衛消防組織による活動を原則とする。

ア 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる⑥在館者に適切な指示を行うこと。

イ 避難にあたっては、身の安全を確保した後⑦入り口 駐車場へ避難させる。

ウ 在館者等を広域避難場所⑧（薬園台南小学校 船橋市薬円台2-18-1）へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

エ ⑨ 要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、周囲の者と協力して救助活動を行うものとする。

（警戒宣言が発せられた場合における対応措置）

(1) 防火管理者は、警戒宣言が発せられた旨の内容及び直ちに営業を中止することを事業所内の者に伝達する。

(2) 防火管理者は、火気使用禁止及び施設・設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。

第8 工事における安全対策

(1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うこと。

(2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。

(3) 工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。

(4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、提示させること。

(5) その他の火気等を使用する工事を行う場合は、消火器等の準備をする。

危険物を使用する場合は、その都度防火管理者の承認を受けること。

放火を防止するために、資機材の整理整頓をする。

第9 消防機関への連絡、報告

(1) 防火管理者の選任（解任）の届出

(2) 消防計画の変更の届出

(3) 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果を消防署長に報告⑩ 1年に1回

(4) 改装工事時の「工事中の消防計画」

(5) 消火、避難訓練を実施する際の通報

(6) その他

ア 火を使用する設備の届出

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の設置の届け出

第10 統括防火管理者への報告

⑪

⑫第11 防火管理業務の一部委託（有・無）

防火管理に関する業務の一部を別表3のとおりに委託する。

第12 防災教育

(1) 従業員・新入社員等に別紙1・2の「防災の手引き」を活用し、教育を行う。

対象者	実施者、実施時期、内容等
従業員	防火管理者が、「防災の手引き」を活用して、 <u>5月、10月の年2回</u> 及び必要の都度防火教育を行う。
新入社員 パート	防火管理者等が、「防災の手引き」を活用して、採用時又は必要の都度、防災教育を行う。

(2) その他

⑬

第13 訓練

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練 ⑭	5月
部分訓練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	5月 10月

その他

第14 その他防火管理上必要な事項

⑮ 緊急時連絡先 辻村 真人 TEL090-9105-9368

第15 避難経路図の掲出

⑯ 避難経路図

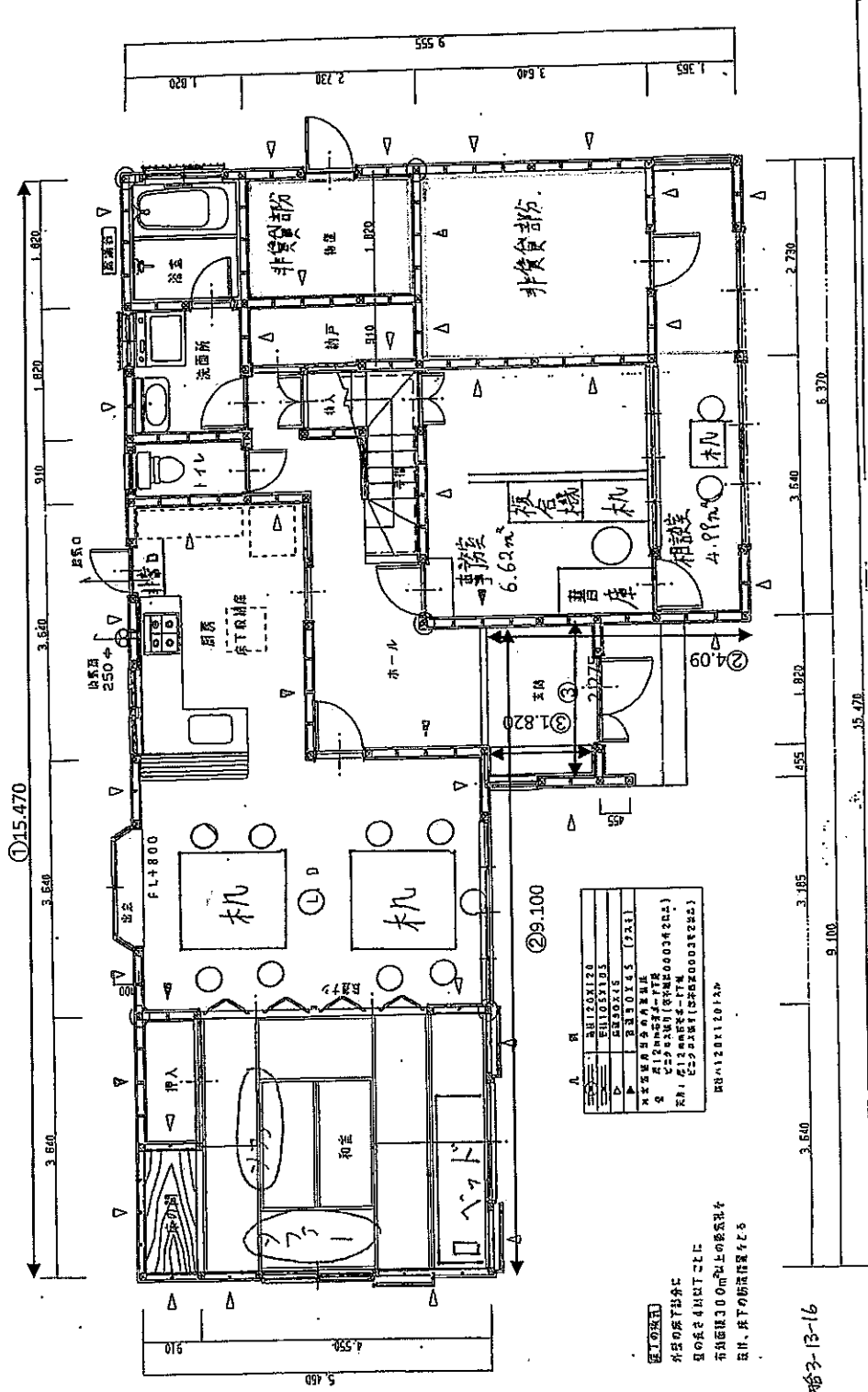
だんらんの家 薬円台 平面図・求積図

延床面積: 173.3㎡

1F: 114.6㎡ (①15.47m × 9.555m = 147.8158㎡ - ②4.095m × 9.100m = 37.2645㎡ + ③1.82m × 2.275m = 4.1405㎡)

2F: 58.7㎡ (④4.095m × 5.46m = 29.8116㎡ + ⑤6.37m × 4.55m = 28.9835㎡)

1F平面図



13-16